

# 三種町風力発電施設設置に関するガイドライン

## 1. 目的

本ガイドラインは、三種町において風力発電施設等を設置する者（以下「事業者」という。）に対し、関係法令による規制のほか、住民の健全な日常生活並びに環境保全及び景観形成の観点から、自主的に遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることを目的とする。

## 2. 対象となる施設及び地域

### （1）対象施設等

本ガイドラインの対象となる風力発電施設等とは、発電規模が1基あたり1,000kW未満の施設及び施設設置に伴う送電線等の付帯設備とし、新設、増設又は大規模な改修（以下「設置」という。）を行う場合を対象とする。

なお、大規模な改修とは、風力発電施設等の機種の全面的な変更又は環境、景観若しくは住民の生活に大幅な影響を与える変更をいう。

### （2）対象地域

本ガイドラインの対象地域は、三種町内全域とする。

## 3. 設置にあたっての基準

### □（1）住宅等からの距離

対象となる風力発電施設等は、住宅等から300m以上離れている場所に設置すること。

なお、住宅等とは、住宅のほか学校、幼稚園、保育園、病院、保健福祉施設、住民が利用する施設をいう。

ただし、設置場所予定場所から300m未満の住宅等の居住者及び利用者から承諾書又は同意書が得られた場合はこの限りでない。

### （2）騒音について

最も近い住宅等において、環境省が定める騒音に係る環境基準「専ら住居の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55dB以下、夜間45dB

B以下) とすること。

(3) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとすること。

(4) 電波障害

テレビ電波や防災行政無線等に影響が発生しないように影響の予測及び調査を行うなど十分配慮し、影響が回避できない場合には、住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のために必要な措置を講じること。

(5) 日影

風車の羽根の回転に伴って、地上に明暗が生じる現象への対策を含めた日影対策に十分配慮し、必要な措置を講じること。

(6) 自然環境

動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じること。

(7) 景観

① 風力発電施設等の設置にあたっては、秋田県の景観を守る条例（平成25年秋田県条例第11号）第6条の規定を遵守するものとする。また、配置、デザイン及び色彩は、地域の自然及び歴史的環境と調和したものとし、良好な景観の形成に努めるよう計画すること。

② 景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講じること。

③ 風力発電施設等及びその周辺に広告物を掲示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最低限の広告物のみを掲示すること。

(8) 光害

風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物へ影響を及ぼさないように必要な措置を講じること。

(9) 文化財

風力発電施設等の設置にあたって、設置の影響から文化財保護法（昭和

25年法律第214号)、秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第41号)及び三種町文化財保護条例(平成18年条例第104号)に規定する文化財を保護するよう努めること。

(10) 災害防止

- ① 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。
- ② 風力発電施設等の設置にあたって雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講じること。
- ③ 土砂災害警戒区域及び急傾斜地等への設置は、災害防止の観点から避けること。

(11) その他

関係法令等の該当状況を確認し、遵守すること。

#### 4. ガイドラインによる調整手順

□ (1) 事業の事前説明

事業者は、風力発電施設等の設置地域及び規模等の概要を計画した段階で、三種町及び関係住民(周辺自治会及び近隣住民等)並びに必要に応じて関係機関等に事業説明すること。

□ (2) 事業計画の承諾

事業者は、風力発電施設等から300m未満の地権者、周辺自治会、関係機関等に事業内容を説明し、十分な調整を行ったうえで承諾書又は同意書を得ること。

(3) 風力発電施設等の設置に係る届出

事業者は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「特別措置法」という。)第9条第1項の規定により、国へ再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書(以下「申請書」という。)を提出した場合は、速やかに風力発電施設等の設置に関する届出書(様式1)に以下の関係書類を添えて三種町に提出すること。

- ① 申請書(写)

- ② 電力の接続契約(写)又は接続の約束が確認できる資料(写)

③ 風車及び周辺住宅確認図等

地図等の縮尺に合わせた風車設置位置を中心とし、半径 300m の円を図示し、住宅等との距離が確認できるもの。

□ ④ 地権者、周辺自治会、関係機関等からの風力発電施設等設置の承諾書又は同意書（写）

⑤ 事業開始から撤去までの事業実施計画書

⑥ 事業体制、運用開始後の連絡体制、不測の事態が生じた場合の責任の確約書

⑦ 事業終了後の撤去に係る確約書

(4) 工事着手の届出

事業者は、風力発電設備等設置の工事着手 7 日前までに工事着手届出書（様式 2）に関係書類を添えて三種町に提出すること。

## 5. 工事中及び工事完了後における事項

(1) 事業者は、風力発電設備等の工事完了後速やかに、工事完了届出書（様式 3）に関係書類を添えて三種町に提出すること。

(2) 事業者は、風力発電施設等の工事中及び工事完了後についても環境及び景観等の保全に関し、「3. 設置にあたっての基準」を遵守し、風力発電施設等の設置による環境影響が認められた場合は、改善のための措置を講じること。

## 6. 設置後の維持管理等

(1) 事業者は、風力発電施設等について、正常な機能を維持し、破損又は事故を未然に防止するよう努めること。設置後に破損又は事故が発生した場合には、速やかに原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を三種町に報告すること。

(2) 事業者は、設置後に騒音、電波障害等が発生したときには、原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を三種町に報告すること。

(3) 事業者は、設置場所での事業が終了した場合は、責任をもって風力発電施設等を撤去し原状回復すること。

## 7. その他

- (1) 風力発電施設等の設置にあたり、住民等から事業者へ申し入れがあった事項については、誠意をもって対応するとともに、その内容について三種町に報告すること。
- (2) 本ガイドラインの適用前に特別措置法第9条第3項の規定による認定を受けている場合は、3(1)、4(1)、4(2)及び4(3)④の規定は適用しないが、工事着手前に関係住民から風力発電事業に対する理解を得るよう努めること。
- (3) 本ガイドラインの適用前に設置が完了している場合は、「6. 設置後の維持管理等」の遵守に努めること。
- (4) 本ガイドライン、関係法令等を遵守しない事業者については、名称、事業概要等を公表することがある。
- (5) 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて隨時見直すこととする。

## 附 則

このガイドラインは、令和2年6月1日から適用する。

このガイドラインは、令和2年10月1日から適用する。

(様式 1 )

年　月　日

三種町長 様

住所 (法人は所在地)

届出者

氏名 (法人は名称及び代表者氏名) 印

### 風力発電施設等の設置に関する届出書

三種町風力発電施設設置に関するガイドラインに基づき、以下の関係書類を添えて届けます。

1	事業規模	出力 k W × 基
2	運転開始予定日	年 月 日
3	担当者	担当部署： 担当者名： 電話番号： Eメール：
4	関係書類	① 申請書 (写) ② 電力の接続契約 (写) 又は接続の約束が確認できる資料 (写) ③ 風車及び周辺住宅確認図等 ④ 地権者、周辺自治会、関係機関等からの承諾書又は同意書 (写) ⑤ 事業開始から撤去までの事業実施計画書 ⑥ 事業体制、運用開始後の連絡体制、不測の事態が生じた場合の責任の確約書 ⑦ 事業終了後の撤去に係る確約書

(様式2)

年 月 日

三種町長 様

住所（法人は所在地）

届出者

氏名（法人は名称及び代表者氏名） 印

工事着手届出書

三種町風力発電施設設置に関するガイドラインに基づき、以下の関係書類を添えて届けます。

1	風力発電施設等 所有者	氏名（法人は名称及び代表者氏名）  住所（法人は所在地）  電話：
2	工事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3	工事施工業者	事業者名： 住 所： 担当部署： 担当者名： 電話番号： Eメール：
4	発電事業開始予定日	年 月 日
5	関係書類	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の 認定書（写）

(様式 3 )

年　月　日

三種町長 様

住所 (法人は所在地)

届出者

氏名 (法人は名称及び代表者氏名) 印

工事完了届出書

三種町風力発電施設設置に関するガイドラインに基づき、以下の関係書類を添えて届けます。

1	風力発電施設等 所有者	氏名 (法人は名称及び代表者氏名)  住所 (法人は所在地)  電話 :
2	工事完了日	年　月　日
3	工事施工業者	事業者名 : 住 所 : 担当部署 : 担当者名 : 電話番号 : E メール :
4	発電事業実施期間	年　月　日 から 年　月　日 まで
5	関係書類	風力発電施設等の写真